

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	被災者台帳の作成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、被災者台帳の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

被災者台帳の作成に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託する場合は、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期す予定である。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和1年6月27日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務										
①事務の名称	被災者台帳の作成に関する事務									
②事務の内容	<p>災害対策基本法に基づき、被災者の支援を総合的かつ効果的に実施するため、個々の被害状況等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">被災者支援台帳には、災害対策基本法第90条の3第2項に定める事項を記載する。（中間サーバー）情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行う必要がある。また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は特定個人情報を分散管理することとされていることから、情報提供のために既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上好ましくない。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを設置することとする。中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、統合利用番号連携サーバ等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の機能を実現するもので、本市においても、この機能を利用し、他の団体との情報提供、入手に係る業務を実施する。中間サーバーは、地方公共団体情報システム機構が設置するものを共同利用する。									
③対象人数	<table border="0"><tr><td rowspan="4">[10万人以上30万人未満]</td><td align="center" colspan="2"><選択肢></td></tr><tr><td align="center">1) 1,000人未満</td><td align="center">2) 1,000人以上1万人未満</td></tr><tr><td align="center">3) 1万人以上10万人未満</td><td align="center">4) 10万人以上30万人未満</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	[10万人以上30万人未満]	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
[10万人以上30万人未満]	<選択肢>									
	1) 1,000人未満		2) 1,000人以上1万人未満							
	3) 1万人以上10万人未満		4) 10万人以上30万人未満							
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム										
システム1										
①システムの名称	被災者支援システム									
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none">被災者の属性情報（住所・氏名・年齢・傷病の有無など）を管理する。罹災証明書の発行や災害見舞金の支給などの各種支援状況を管理する。									
③他のシステムとの接続	<table border="0"><tr><td>[] 情報提供ネットワークシステム</td><td>[○] 庁内連携システム</td></tr><tr><td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>[○] 既存住民基本台帳システム</td></tr><tr><td>[] 宛名システム等</td><td>[] 税務システム</td></tr><tr><td>[] その他（</td><td>）</td></tr></table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他（	）	
[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム									
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム									
[] 宛名システム等	[] 税務システム									
[] その他（	）									

システム2～5									
システム2									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 「符号」と、「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合利用番号連携サーバー及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 中間サーバーにアクセスした記録を取得する機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

システム3	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	<p>1. データ連携機能 住民情報系システム間で、定例に提供、利用しているデータ(住民の転出入データ等)を連携する機能。</p> <p>2. ウイルス対策機能 住民情報系システム全体のウイルス対策ソフトを統括し、ウイルス定義ファイルの配信を行う機能。</p> <p>3. ディレクトリサービス機能(Active Directory) システムを利用できるユーザや組織、コンピュータ等の情報とその属性を階層的に管理し、認証機能を提供する。</p> <p>4. 更新プログラム配布機能(Windows Server Update Services (WSUS)) 脆弱性等に対応する更新プログラムを配布、管理する機能。</p> <p>5. 文字管理機能 文字変換及び外字一元管理、外字配布を行う機能。</p> <p>6. 帳票出力機能 共通基盤印刷専用ソフトウェア(Interstage List Creator)により印刷を行う機能。</p> <p>7. 持ち出し制限機能 使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。</p> <p>8. 生体認証機能 Windowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (連携するシステムすべて)</p>
システム4	
①システムの名称	統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	<p>庁内の各システムが保有する固有宛名番号を、本市内で統合(名寄)して管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり。</p> <p>1. 宛名管理機能 各システム固有宛名番号と本市内統合宛名番号の管理機能</p> <p>2. 情報提供機能 業務情報を中間サーバーに提供するための機能</p> <p>3. 情報照会機能 他機関へ照会するための機能</p> <p>4. 符号要求機能 処理通番、符号の要求データを既存住基システムに送信する機能</p> <p>5. オンライン機能 オンラインでの統合宛名の検索、更新機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ)</p>
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
被災者支援システムファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の36の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第28条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「災害対策基本法による被災者台帳の策に関する事務」が含まれる項(56の2の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	危機管理室 危機管理課
②所属長の役職名	危機管理課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
被災者支援台帳	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	罹災時に本市区域内に住所を有する市民及び住居地を有する外国人並びに他市町村から避難してきた被災者
その必要性	被災者に関する記録を正確に管理するため
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 被災者である個人を正確に特定するため ・その他識別情報 システム内で個人を正確に特定するため ・4情報 通知書等の送付先情報として使用するため ・連絡先 本人への連絡等に使用するため ・その他住民票関係情報 被災者が属する世帯情報を把握するため ・地方税関係情報 家屋の被害状況等を把握し、罹災証明書発行等被災者支援事業を適切に行うため ・健康・医療関係情報 被災者の健康情報を把握し、被災者支援事業を適切に行うため ・児童福祉・子育て関係情報 被災者の児童福祉・子育て状況を把握し、被災者支援事業を適切に行うため ・障害者福祉関係情報 被災者の障害程度を把握し、被災者支援事業を適切に行うため ・生活保護・社会福祉関係情報 被災者の生活困窮程度を把握し、被災者支援事業を適切に行うため ・介護・高齢者福祉関係情報 被災者の要介護等の状況を把握し、被災者支援事業を適切に行うため ・学校・教育関係情報 被災者の就学状況等を把握し、被災者の支援事業を適切に行うため ・災害関係情報 被災者の支援状況を把握し、正確で公平な遺漏の無い支援事業を行うため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年1月1日
⑥事務担当部署	危機管理課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市税事務所 各区市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の地方公共団体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	災害発生時に被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため								
④使用の主体	使用部署	各区役所市民課、税務部市税事務所、各区地域福祉課、各区子ども支援課、教育委員会学務課							
	使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1. 被災者台帳の作成に関する事務 被災者の情報を一元的に管理することにより被災者への援護を漏れなく公平に行うことを目的とする 2. 被災状況等の管理に関する事務 被災者の被害の状況を一元的に管理することにより被災者への援護を漏れなく公平に行うことを目的とする 3. 罹災証明書の発行に関する事務 被災者の状況を一元的に管理することにより証明書の発行をより短期間に滞りなく行うことを目的とする								
情報の突合	被災者の確認(支援対象者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と、他の地方公共団体、庁内他部署等から入手した支援関係情報の突合を行う。								
⑥使用開始日	平成29年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
システムの運用保守業務		
①委託内容	システムの運用保守業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託する。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社パスコ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	事前に再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他発注者が必要とする事項を記載した書面をもって申請する。
	⑥再委託事項	システムの運用保守業務を行うにあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託する。
委託事項2～5		
委託事項2		
統合利用番号連携サーバー、共通基盤システム等に関するシステム保守		
①委託内容	統合利用番号連携サーバー、共通基盤システム等のパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問い合わせに対する調査等を行う。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者へ提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者へ提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書を本市に提出すること。 また再委託の許諾については本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 —再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 —再委託が、業務の一部かつ専門的な作業であること。 —再委託する作業内容を具体的に明記していること。 —全部又は大部分の再委託でないこと。 —再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑥再委託事項	共通基盤システム保守業務及び統合利用番号連携サーバーにかかる随時作業及び運用設計作業
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] [] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

1. 保管場所の態様

堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定される「(1)サーバーは、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置しなければならない。」及び第11条(管理区域)に規定する「(1)水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。

- ・保管場所は堺市役所本館9階にある無窓の電算機室に設置している。
- ・電算機室内のサーバー等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。
- ・電算機室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。
- ・電算機室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。
- ・電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。

2. 保管場所への立入制限・アクセス制限

堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定する「(4)操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないように、サーバーに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。

- ・電算機室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、ICカードによる入退室管理を行っている。
- ・入室者は、電算機室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。
- ・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって電算機室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。
- ・サーバー等は施錠できるラックに格納し、第三者による不正操作を防止している。
- ・サーバー等のアクセスは危機管理室発行のID及びパスワードにて管理を行っている。

3. 消去の方法

堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(5)不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得なければならない。この場合において、不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(6)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。

- ・データ管理者の許可を得たうえで、記録媒体の初期化のみに留まらず、強磁気による情報破壊又は固定値若しくは乱数を書き込むなどの措置を行い、情報を復元できないように処置し廃棄している。
 - ・廃棄を行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録している。
- ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
- ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。
 - ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去している。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

[世帯詳細情報]世帯番号、被災時住所、現在の居所(送付先)、(現避難所情報)、電話番号1、電話番号2、金融機関コード、預金種別、口座番号、口座名義人(カナ)、削除、備考、汎用項目1、汎用項目2、汎用項目3

[個人]世帯番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、年齢(被災時)、性別、続柄コード、続柄名称、人的被害、死亡日、福祉種別、就学区分、学校名、学年、施設入居、入院/施設種別、市民税 税所得、削除理由、災害障害発生

[支援認定情報]世帯区分・人数、前年の総所得金額(市町村民税)、住家の所有形態、住家等被害調査情報、基礎支援金給付、加算支援金給付、援護資金貸付

[住家等調査情報]調査番号、住家等番号、建物用途、第1次調査・担当者、第2次調査・再調査・担当者、第3次調査・担当者、所有者氏名、所有者住所

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
被災者支援システムファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人などからの申告等の情報を入手する際は、本人の個人番号カードなど法令が認める本人確認の方法に従い、適切に本人確認を行う。 ・被災者支援システムの管理者権限がある職員が許可した職員のみがファイル入力・閲覧できるものとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【被災者支援システムのソフトウェアにおける措置】 ・所要業務以外での処理が出来ないシステム設計を構築する。 【被災者支援システムの運用における措置】 番号法の規定に基づき、認められた範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、特定個人情報保護の理解を深めるために教育、指導を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・ユーザ認証は3段階で実施している。被災者支援システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から被災者支援システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。 2. なりすましが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第4項に規定する「(1)他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2)自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3)パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4)パスワードは、定期的に変更すること。」「(5)端末機及びサーバーにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・特定個人情報ファイルには、適切な権限がある職員のみしかアクセスできない設計とする。 ・ユーザIDについては自己が利用しているIDを他人に利用させない。 ・パスワードについては、他者に知られないように管理する(パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置いていない等)。 ・パスワードは十分な長さとし、文字列は英大文字・小文字・数字・記号などの組み合わせで想像しにくいものにする。 ・パスワードが流出したおそれがある場合には、電算管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更する。 ・システムにログインする時は、パスワードの変更を促し、以降定期的に変更を要求している。また、パスワードは定期的、又はアクセス回数に基づいて変更し、古いパスワードを再利用しないようにする。 ・複数の情報システムを扱う職員等は、同一のパスワードをシステム間で共有しないようにする。 ・仮のパスワードは、最初のログイン時点で変更する。 ・端末にパスワードを記憶させない。

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none">・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約を締結する場合、個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項で定めることとする。 (規定内容) ・契約終了または解除された後においても秘密保持する ・従事者に対して堺市個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと ・個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと ・目的外の使用と第三者への提供の禁止 ・事故発生時の速やかな報告 ・契約事項の違反による損害賠償の担保	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託先は、その相手方、理由に本市の承認があるもののみを許可することとする。 また、委託先と同様の義務を負わせ、その順守を監督することを委託契約書において特記事項として定めることとする。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><被災者支援システムのソフトウェアにおける措置> ・所要業務以外での処理が出来ないシステム設計を構築する。</p> <p><被災者支援システムの運用における措置> 番号法の規定に基づき、認められた範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、特定個人情報保護の理解を深めるために教育、指導を行う。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容	平成29年4月10日(月)から運用を開始した電子メールの誤送信防止システムにおいて、「BCC」に記入されたメールアドレスを誤って「TO」に自動的に変換するよう設定していた。そのため、4通の電子メールが本来「BCC」に記入して送信されるところ、「TO」に変換され、受信者にすべてのメールアドレスが表示される形で送信された。結果、219件のメールアドレスを流出させたもの。		
再発防止策の内容	システムに求めている要件、システム設定内容及びテスト結果の確認を徹底する。		
その他の措置の内容	関係規定の整備 メール送信によるインシデント発生を防ぐため、個人情報を含む重要な情報を送信する際のメール使用の是非を慎重に判断するよう関係規定(堺市情報セキュリティポリシー)を改正した。		

リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[] 内部監査 [<input checked="" type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<堺市における措置> 1. 教育・啓発 ・年1回、J-LISの「e-Learningによる情報セキュリティ研修」を実施し、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 ・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。 ・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。 2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。	
10. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	堺市 市長公室 広報課 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受付する。
③法令による特別の手続	特になし
④個人情報ファイル簿への不記載等	特になし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	堺市 危機管理室 危機管理課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7605
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録をする。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I. 基本情報				
平成28年10月31日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	なし	7. 持ち出し制限機能 :使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は、上長の承認を必須とする機能。 8. 生体認証機能 :windowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行う機能。		
平成28年10月31日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	情報提供ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、宛名システム等、その他(連携するシステムすべて)	既存住民基本台帳システム、宛名システム等、税務システム、その他(連携するシステムすべて)		
平成28年10月31日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	既存住民基本台帳システム、その他(中間サーバー)	庁内連携システム、既存住民基本台帳システム その他(中間サーバー)		
平成28年10月31日	4.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の36の2	番号法第9条第1項 別表第一の36の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第28条		
平成28年10月31日	5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務」が含まれる項(56の2の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1. 別表第二における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務」が含まれる項(56の2の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条		
平成28年10月31日	6. 評価実施機関における担当部署	危機管理室 危機管理担当	危機管理室 危機管理課		
	II. 特定個人情報ファイルの概要				
平成28年10月31日	2. 基本情報⑤保有開始日	平成28年1月1日	平成29年1月1日		
平成28年10月31日	2. 基本情報⑥事務担当部署	危機管理室	危機管理室 危機管理課		

平成28年10月31日	3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥ 使用開始日	平成28年1月1日	平成29年1月1日		
平成28年10月31日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	なし	統合利用番号連携サーバー、共通基盤システム等に関するシステム保守		
	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	1件	2件		
平成28年10月31日	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託⑥再委託事項	システムの運用保守業務にあたり、必要な範囲で特定個人情報ファイルの取扱いを委託する。	共通基盤システム保守業務及び統合利用番号連携サーバーにかかる随時作業及び運用設計作業		
平成28年10月31日	6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	<p>3. 消去の方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(4)不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(5)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録媒体の初期化のみに留まらず、強磁気による情報破壊又は固定値若しくは乱数を書き込むなどの措置を行い、情報を復元できないように処置した上で廃棄している。 ・廃棄を行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録している。 	<p>3. 消去の方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(5)不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得なければならない。この場合において、不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(6)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ管理者の許可を得たうえで、記録媒体の初期化のみに留まらず、強磁気による情報破壊又は固定値若しくは乱数を書き込むなどの措置を行い、情報を復元できないように処置し廃棄している。 ・廃棄を行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録している。 <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去している。 		
	Ⅲ. リスク対策				
平成28年10月31日	3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職)	1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)の3に規定す	1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職		

<p>平成28年10月31日</p>	<p>3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置</p>	<p>なし</p>	<p>・許可のない外部記録媒体が使用できないよう に制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を 限定するとともに、上長の承認が必要であり、ま た、上長の承認を得たファイルは、申請した者し か持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、ど のファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持 出し承認したかを記録するとともに、記録を取得 していることを関係者に周知し、不正な持ち出しを 抑止している。</p>		
<p>平成28年10月31日</p>	<p>7.特定個人情報の保管・消去 再発防止策の内容</p>	<p>(1)データの外部持出し制限の強化 ア 外部記録媒体(USBメモリー等)の接続制限 の拡充 庁内LANや一部の業務システムで既に 実施している外部記録媒体の接続制限を、他の 業務システムにも拡充し、承認を受けていない 外部記録媒体の接続ができないようにする。 イ データの外部持出し承認の厳格化 承認を 受けた外部記録媒体であっても、データの外部 保存を行う場合は、システム上での本人の認証 に加え、所属長による承認を必要とすることと し、承認がなければ外部記録媒体へのデータ記 録ができないようにする。 ウ データの外部持出し操作記録(ログ)取得の 拡充 一部の業務システムで既に実施している データの外部持出しの操作記録(ログ)の取得 を、他の業務システムにも拡充し、データの外 部持出しを行った場合、詳細な記録が残るよう にする。</p>	<p>(1)データの外部持出し制限の強化 ア 外部記録媒体(USBメモリー等)の接続制限 の拡充 一部の業務システムで既に実施している外部 記録媒体の接続制限を、他の業務システムにも 拡充し、承認を受けていない外部記録媒体の接 続ができないようにする。 イ データの外部持出し承認の厳格化 承認を受けた外部記録媒体であっても、デー タの外部保存を行う場合は、システム上での本 人の認証に加え、所属長による承認を必要とす ることとし、承認がなければ外部記録媒体への データ記録ができないようにする。 ウ データの外部持出し操作記録(ログ)取得の 拡充 一部の業務システムで既に実施しているデー タの外部持出しの操作記録(ログ)の取得を、他 の業務システムにも拡充し、データの外部持出 しを行った場合、詳細な記録が残るようにする。 エ 電子メールの誤送信を防ぐ措置の実施 電子メールの誤送信による個人情報の流出を 防止するため、電子メールの送信時に一定の 待機時間を設定する。また、添付ファイルを外 部に送信する際の所属長による承認機能や メールのあて名を「TO」や「CC」から「BCC」へと 強制的に変換する機能等を導入する。 オ データのシステム外への持出し時のデー タの暗号化 住民情報系システムの端末から、データを外 部に持ち出す場合には、強制的にパスワードを 付与し、データを暗号化する仕組みを導入す る。</p>		

平成28年10月31日	9. 従業者に対する教育・啓発	<p><堺市における措置> 1. 教育・啓発・年一回J-LISの「e-Learningによる情報セキュリティ研修」を実施し、本市における個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。・年一回各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。・毎年度新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした情報セキュリティに関する研修を実施している。・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。2. 違反行為を行った職員に対する措置堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第5項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏えい、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒処分の対象としている。</p>	<p><堺市における措置> 1. 教育・啓発 ・年1回、J-LISの「e-Learningによる情報セキュリティ研修」を実施し、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 ・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。 ・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。 2. 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒処分の対象としている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>		
平成28年10月31日		なし	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>		

	IV 開示請求、問合せ				
平成28年10月31日	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先	堺市 危機管理室 危機管理グループ	堺市 危機管理室 危機管理課		
	V 評価実施手続				
平成28年10月31日	1.基礎項目評価 ① 実施日	平成27年12月24日	平成28年10月21日		
平成30年4月1日	3.④使用の主体	堺区市税事務所、固定資産税事務所	税務部市税事務所		
平成30年4月1日	1.基礎項目評価 ① 実施日	平成28年10月21日	平成30年4月1日		
	I. 基本情報				
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	松田 彰浩	危機管理課長		
	III. リスク対策				
平成31年4月1日	特定個人情報の保管・消去 その内容	元本市職員が、無断で持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタルサーバーの公開されている部分に保存した。このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、約68万人分の有権者データなどの個人情報を流出させたもの。			

	再発防止策の内容	<p>本事業の発生を受けて、かかる事案が再び起こることのないよう、「データの外部持出し制限の強化」「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」「事故発生時の対応強化」を柱に、ハード・ソフトの両面から再発防止の取組みを行っていく。</p> <p>(1)データの外部持出し制限の強化</p> <p>ア 外部記録媒体(USBメモリー等)の接続制限の拡充 一部の業務システムで既に実施している外部記録媒体の接続制限を、他の業務システムにも拡充し、承認を受けていない外部記録媒体の接続ができないようにする。</p> <p>イ データの外部持出し承認の厳格化 承認を受けた外部記録媒体であっても、データの外部保存を行う場合は、システム上での本人の認証に加え、所属長による承認を必要とすることとし、承認がなければ外部記録媒体へのデータ記録ができないようにする。</p> <p>ウ データの外部持出し操作記録(ログ)取得の拡充 一部の業務システムで既に実施しているデータの外部持出しの操作記録(ログ)の取得を、他の業務システムにも拡充し、データの外部持出しを行った場合、詳細な記録が残るようにする。</p> <p>エ 電子メールの誤送信を防ぐ措置の実施 電子メールの誤送信による個人情報の流出を防止するため、電子メールの送信時に一定の待機時間を設定する。また、添付ファイルを外部に送信する際の所属長による承認機能やメールのあて名を「TO」や「CC」から「BCC」へと強制的に変換する機能等を導入する。</p> <p>オ データのシステム外への持出し時のデータの暗号化 住民情報系システムの端末から、データを外部に持ち出す場合には、強制的にパスワードを付与し、データを暗号化する仕組みを導入す</p>			
	その他の措置の内容	<p>関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。</p>			
	V 評価実施手続				
平成31年4月1日	1.基礎項目評価 ① 実施日	平成30年4月1日	平成31年4月1日		